

**「新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活支援特別融資制度」
および「離職者生活ローン」の制度概要**

	新型コロナウイルス感染症対策 勤労者生活支援特別融資制度	離職者生活ローン
借入資格	次のすべてに該当する方 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった次のいずれかに該当する方。 (1) 小学校等の臨時休業により休職を余儀なくされた勤労者。 (2) 受注減など勤務先の事業縮小により就業日や就業時間が短縮された勤労者。 (3) 取引の相手方から契約変更等を求められたフリーランス、個人事業主。 (4) その他上記に準ずると認められる方。 2. 新潟県に居住する満18歳以上の方。 3. 勤続年数が1年以上または家計年収が150万円以上の方。 4. 保証機関（日本労信協）の保証を受けられる方。	次のすべてに該当する方 1. 自己の責任によらない理由で理職された方。 2. 就職活動中または職業訓練を受講中（受講予定も含む）の方。 3. 雇用保険の特定受給資格者として失業給付を受けるための要件を満たしている方。 4. 新潟県に居住する満18歳以上の方。 5. 家計年収が150万円以上の方。 6. 保証機関（日本労信協）の保証を受けられる者 ※特定受給資格者とは、雇用保険受給資格者証に記載されている「離職理由コード」が次のとおりとなっている方。 「1A(11)」「1B(12)」「2A(21)」「2B(22)」「3A(31)」「3B(32)」
資金使途	生活資金等	生活資金等 ・雇用保険失業給付までのつなぎ資金 ・子弟の進学等に必要な最低限の教育費
貸付金額	10万円以上30万円以内 (1万円単位とする)	10万円以上50万円以内 (1万円単位とする)
貸付利率	年1.600%（固定金利） （「子育て応援金利（※）」適用の場合は年1.500%（固定金利）） ※「新潟県内に居住する18歳未満の子がいる世帯」の方からの申込みの場合に適用。	年1.600%（固定金利） （「子育て応援金利（※）」適用の場合は年1.500%（固定金利）） ※「新潟県内に居住する18歳未満の子がいる世帯」の方からの申込みの場合に適用。
返済期間	5年以内（6カ月以内の据置期間含む）	5年以内（6カ月以内の据置期間含む）
担保	不要	
保証	日本労信協の保証	
返済額試算	店頭またはホームページにて返済額の試算をいたします。	
説明書	店頭にてご用意しております。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業資金にはご利用いただけません。 ・金利は、2023年4月1日現在の内容です。 	